

正副会長の活動状況

会務報告

日本弁理士会副会長 鈴木 一永

1. はじめに

筒井大和会長の2年目の年度がはじまって2ヶ月が過ぎようとしている。すでに本年度の各種委員会、付属機関が新たに組織されそれぞれの活動が始まっている。私の役割は、全般的に会長を補佐することであり、担当としては、総会・常議員会、調査室・事務局・特許庁等の他、委員会として役員制度検討委員会、商標委員会を担当している。この原稿を作成している5月中旬は定期総会の準備に追われる毎日である。

一方で我々弁理士をめぐる環境は依然として厳しく、回復の兆しを見つけることさえ困難な状況なのか、時代の変化に即応した弁理士のあり方が問われている。

以下、副会長を拝命してから自分なりに見聞きしてきたことを簡単に整理して私の会務報告としたいと思う。

2. 弁理士関連法規集

最初に、弁理士関連法規集を読むことを教えられた。こんなにたくさんの関連法規があることを知らなかったの（配布されていたが見たことがなかった。）、弁理士のイロハからやり直している気分になってしまった。同時に、日本弁理士会はこれら多くの規則にのっとって、公平に・公正に運営されていることがわかる。今日の困難な経済情勢が続く中でも、多くの会員の方の参加によってこの日本弁理士会は運営されていることが実感され、これまでの会務を担ってこられた会員諸先輩の多大な努力に改めて敬意を表する次第である。

尚、会則としては、例えば、「会員は本会の会務運営に積極的に参加するように努めなければならない（日本弁理士会会則第40条第3項）。」等の規定があるのでぜひご一読いただくとともに、会員の皆様の更なる

会務への積極的な参加をお願いする次第である。

3. 次年度会務検討委員会

次年度会務検討委員会は、前年の11月位から次の年の3月31日までの委員会である。委員会の内容としては、次年度の正副会長予定者が、当年度の日本弁理士会の予算、各付属機関、各委員会の状況説明を聞きその内容を把握して、次年度の会務をスムーズに開始できる様にするための委員会である。ここで各副会長の次年度の担当が決定され、会長の方針に沿った次年度会務を実現する過程で各副会長の意見が多く反映される委員会である。本年度の役員会の雰囲気はこの委員会で作られたものである。

この委員会の後半に立ち上がる次年度人事検討委員会は次年度会務を担う人事を検討する委員会で、次年度会務の方針に沿って人事を行う関係で両委員会は密接な関係にあると同時に、次年度の会務の行方を左右する重要な委員会であると言えることができる。

4. 執行理事会

本年度の正副会長の構成は、2年目の会長に加え、1名は引き続き副会長、4名の副会長は執行理事経験者、3名も委員会の委員長を歴任する長年会務活動経験者である。また、執行理事も11名中2名は再任である。各役員専門分野も特許・意匠・商標・著作権・不正競争関係等の各分野の専門家によりバランスよく構成されている。

前述の次年度会務検討委員会において、昨年度の会務報告等を熟読し準備を万端に整えて、4月1日からの船出をしようと張り切っていたものの、実際には準備しなければならない事項が当初の予想を大幅に上回ってしまい、間に合わなかった事項も抱えつつはじめからほぼ全力で走り出した。このため、各副会長

は、定期総会前に張り切りすぎの付けが回ってきたようで、この辺で初心に帰ってがんばろうと自分に言い聞かせている今日この頃である（私だけかもしれないが…）。

5. 総会，常議員会

総会は、会則の制定・改正・廃止に関する議決等、会則第 90 条各号に定める事項を決議する日本弁理士会の最高決議機関である。近年多くの弁理士が登録する時代になって、登録した全ての弁理士が一堂に会することは事実上困難になりつつあると言われる一方、この総会のいわゆる直接民主主義は我々弁理士にとって自治の根幹にかかわるものであり、そのあり方は慎重に検討されるべきものである。

常議員会は会長，副会長，常議員及び執行理事で組織される会で、総会に付する議案等、会則第 78 条各号に定める事項を審議する。私は日本弁理士会の諸組織を良く知らなかったため、当初この常議員会は「国政の国会」に該当するものと勝手に思い込んでいたが、現状では国会のような組織ではないようである。

6. 他の機関

日本弁理士会には上記の他、監査を行う役員である監事によって構成される監事会（会則第 82 条他）、研修所、知的財産支援センター、中央知的財産研究所、知的財産価値評価センター、国際活動センター、広報センターの附属機関、弁護士会とともに運営する日本知的財産仲裁センター、例規設置委員会、執行役員会設置の実務系委員会等の委員会・各 WG、全国 9 支部等数多くの組織が属しており、構成員の任期も 2 年の附属機関を除けば原則として 1 年任期となっていることは会員の皆様のご承知の通りです。

7. 終わりに

私の会務報告では、日本弁理士会の全体像を報告して、多くの会員の皆様に会務運営に感心を持っていたきたいと考えた次第であるが、結果として、日本弁理士全体の骨格の一部を紹介したに過ぎない。この報告をご覧いただいた会員の皆様が、各自この骨格に肉付けをしていただければ幸いである。

以上